

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

The Bank of East Asia, Limited（証券コード：－）

【新規】

外貨建長期発行体格付	A+
格付の見通し	安定的
MTNプログラム格付	
（上位優先債）	A+
（非上位優先債）	A

■格付事由

- (1) The Bank of East Asia, Limited（BEA）は、1918年に設立された香港の大手銀行。香港の独立系銀行では最大規模を誇る。BEAは、香港のほか中国本土に営業基盤を持ち、預金量7,000億香港ドル超を有する。三井住友銀行およびスペインのCAIXAからの出資を受け入れ業務提携しているほか、日本のいくつかの銀行とも提携している。香港および中国本土を中心に個人及び法人向け銀行業務を展開するほか、ウェルスマネジメント、トレジャリーマーケット等の業務を行っている。格付は、香港・中国本土における強固な事業基盤、顧客基盤に基づいた安定した収益力、良好な流動性と高い資本水準などを反映している。他方、不動産融資に伴う不確実性により制約されている。BEAは、デジタル化の促進や海外事業基盤の拡大を図っている。JCRは、デジタル化による事業の収益性向上やグローバル化による収益の地理的分散化の進捗を注視している。
- (2) BEAは、22年末の連結総資産残高は8,830億香港ドルと、香港金融グループでは第5位、かつ地場独立系銀行では最大規模を誇る。香港金融管理局の規制上、D-SIBsへの指定を受けていないものの、香港の中核銀行としてD-SIBsに準じた資本水準が求められているとみられる。香港内に48の支店を展開、うち42の支店には富裕層向けサービスセンター（SupremeGold Centres）を設けている。中国本土でも、北京、上海、深圳のほか、重要都市に30の支店、34の出張所を展開し、1,700億香港ドルの貸出を行っている。BEAは、支店のデジタル化を通じて支店配置を見直しており、ここ数年で支店を約20減らしている。またウェルスマネジメントに注力しており、富裕層向けのリレーションシップマネージャーや投資コンサルタント等の営業担当者を増やし、SupremeGold Centresで顧客対応を拡充している。こうした顧客ニーズに沿ったサービスの提供により、香港および中国本土において安定的な顧客層の獲得に成功しており、香港・中国本土で安定的な事業基盤を確立している。
- (3) 個人及び法人向け銀行業務による利息収入が収益力の主な源泉となっている。融資では産業融資と不動産融資を主力としており、SMBCグループとともに航空機ファイナンスやリース、サプライチェーンファイナンス等にも取り組んでいる。その他、ウェルスマネジメントのほか、リテールにおいても、住宅ローン、クレジットカード分野、保険販売等に取り組んでいる。その結果、純金利マージンは1.65%と香港の銀行の中で高い収益性を維持しており、手数料収入も一定の貢献をしている。経費の増加は抑制されており、OHRが低いことも収益力に貢献している。収益は香港、中国本土にとどまらず、米国、英国、その他アジア諸国及び地域からの引当前営業利益も約19%あり、地理的な分散が一定程度進捗している。ただし、ここ数年中国本土では不良債権処理により利益水準が低く、同地域の資産の質の向上が課題となっている。22/12期の業績は、金利上昇とそれに伴う純金利マージン改善による純金利収入の増加により引当前営業利益が増加したものの、中国本土およびホールセール部門における与信費用の増加により、純利益は前期比17.6%減の43億香港ドルとなった。金利環境は引き続き改善しており、与信費用が仮に高止まりしても収益で吸収可能であり、23/12期の業績は比較的堅調に推移するとJCRはみている。

- (4) 22/12 期末の総資産は、顧客貸付 61%、投資有価証券 17%、現預金 13%、その他 9%などから構成されている。顧客貸付残高は、香港 48%、中国本土 32%、その他地域 19%と分散されている。産業別にみると、香港においては不動産デベロッパーおよび不動産投資会社への融資比率は 30%台と高い。一部の不動産関連の融資の不良債権化により、資産の質は悪化している。香港の銀行部門全体の傾向と同様に、22 年末の不良債権比率は、前期比 1.3%ポイント悪化し、2.39%となった。BEA は商業用不動産への新規融資を抑制するとともにエクスポージャーを圧縮しており、JCR では状況を注視していく。22/12 期末の有価証券の公正価値準備金は Tier1 対比 0.6%と金利上昇を経た後も評価益を確保しているが、従前に比べて減少している。銀行勘定全体でみた金利リスクは抑制されている。
- (5) 資本はリスク量対比で十分な厚みを有している。22 年に 29 億香港ドルの自己株式を買い戻したことにより自己資本が減少したものの、22/12 期末の普通株式等 Tier1 (CET1) 比率は 15.8%と高い水準を維持している。預金の増加により、預貸率は 80%程度と問題ない水準となっている。市場からの調達は抑制されており、流動性は潤沢である。
- (6) 格付対象となる MTN プログラムは、23 年 3 月 7 日付で設定された。本プログラムに基づき発行される非上位優先債 (Non-Preferred Loss Absorbing Notes) は、破綻処理当局によるペイルイン権限の発動時に損失吸収の対象となる、銀行本体が発行する債券である。本非上位優先債の格付は、「金融機関等が発行する資本商品・TLAC 商品の格付方法」(2017 年 4 月 27 日)に基づき、本非上位優先債が当該非上位優先債以外の担保の無い一般債務よりも回収可能性が劣化する仕組みを有していることを反映し、発行体格付から 1 ノッチ下とした。JCR では本非上位優先債につき、損失発生までの距離に基づいてさらにノッチダウンを行う必要性は低いと考えている。これは、破綻処理当局によるペイルイン権限の発動時以外には非上位優先債に元本削減等が求められない、という JCR の想定に基づいている。

(担当) 増田 篤・岩崎 晋也

■ 格付対象

発行体：The Bank of East Asia, Limited

【新規】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	A+	安定的

プログラム名	U.S. \$6,000,000,000 Medium Term Note Programme
発行限度額	60 億米ドル相当額
プログラム設定日	2023 年 3 月 7 日
ステイタス	上位優先債は、無担保・非劣後の債務で、他の無担保・非劣後債務と同順位。 非上位優先債は、無担保・非劣後の債務で、他の無担保・一般債務に劣後。
信用補完等	なし
特約条項	ネガティブ・プレッジ条項、クロス・デフォルト条項 (いずれも上位優先債)
格付	(上位優先債) A+ (非上位優先債) A

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2023年8月24日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2021年10月1日)、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」(2022年9月1日)、「金融機関等が発行する資本商品・TLAC商品の格付方法」(2017年4月27日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) The Bank of East Asia, Limited
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
 - ・ 格付関係者が提供した格付対象の商品内容に関する書類
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的、確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

MTN プログラム格付：プログラム格付はプログラムに対する信用格付です。個別のノートの信用力はプログラム格付と同等と判断されるケースもありますが、クレジット・リンク・ノートやエクステンジャブル・ノートなど、元利支払いが第三者の信用状況に依存するノートなどではプログラム格付と異なると判断されることもあります。JCRでは、発行体から依頼がある場合などを除き、通常、プログラムに基づき発行される個別のノートに対する信用格付は行っておりません。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会が定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル